

議案第 69 号

令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 7 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,404,808 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 472,596
	1 使 用 料	472,594
	2 手 数 料	2
2 国 庫 支 出 金		135,666
	1 国 庫 補 助 金	135,666
3 県 支 出 金		565
	1 委 託 金	565
4 財 産 収 入		1,258,772
	1 財 産 運 用 収 入	1,258,771
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		3,296,923
	1 基 金 繰 入 金	3,296,923
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		256,285
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,601
	3 雑 入	226,683
8 市 債		1,984,000
	1 市 債	1,984,000
歳 入 合 計		7,404,808

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 6,420,819
	1 運 営 費	390,720
	2 整 備 費	6,030,099
2 諸 支 出 金		625,421
	1 積 立 金	97,229
	2 繰 出 金	528,192
3 公 債 費		357,568
	1 公 債 費	357,568
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		7,404,808

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	令 和 8 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	千円 5,578,222
東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費	令 和 8 年 度	503,960

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 屋 倉 庫 事 業	千円 26,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
東 扇 島 コ ン テ ナ 機 能 施 設 整 備 事 業	1,796,000			
東 扇 島 施 設 整 備 事 業	162,000			
合 計	1,984,000			